

選択的夫婦別姓制度を ただちに導入することを求める請願

〔請願趣旨〕

夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在します。夫婦同姓を法律で強制しているのは日本だけで、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。婚姻の際、96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別です。通称使用の拡大では根本的解決になりません。

女性差別撤廃委員会は2003年以降、繰り返し、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告しています。選択的夫婦別姓制度の導入について、2024年の勧告でも再び「2年以内に実施状況の報告を」とつよく求めています。国連人権理事会等の国際機関も同様の勧告を繰り返しており、日本政府は自ら批准した国際人権条約実施の意思をきびしく問われているといえます。

法制審議会は1996年、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申しています。

最高裁は2015年および2021年に、夫婦同姓の強制は合憲という不当な判断をしましたが、制度のあり方は国民の判断、国会にゆだねるべきとしました。最近の世論調査では約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成であり、若年層ほど賛成が多くなっています。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々採択されています。2024年6月には、経団連が選択的夫婦別姓導入を求める提言を発表しました。

総選挙の争点にもなり、衆議院選挙を経て、国会状況は大きく変化、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成する政党が多数となっています。同制度をただちに導入することは、国会が日本国民に対して果たすべき責任です。

下記の項目を強く要請します。

〔請願項目〕 選択的夫婦別姓制度をただちに導入すること

氏名	住所（「〃」「同上」は使用しないでください）
	都・道 府・県

